

あさくら“縁”結び応援協議会「サポート団体」募集要領

1 目的

あさくら“縁”結び応援協議会（以下「協議会」という。）は、少子化の大きな要因となっている未婚化、晩婚化の進展を食い止め、結婚を支援する気運を醸成するため、出会い・結婚を希望する独身男女にその機会を提供する企業・店舗・施設・団体等（以下「企業等」という。）を、サポート団体として募集し、協働で少子化対策を推進する。

2 サポート団体の要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 市内及び交流可能な地域に活動拠点を有する企業等であること。
- (2) あさくら“縁”結び応援協議会と同様の事業（婚活関連事業）を業としている企業等でないこと。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的としたものでないこと。
- (4) 暴力団または暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の統制下にある団体等でないこと。
- (5) 個人情報適切に管理できること。

3 サポート団体の役割等

サポート団体は、以下のいずれかを行う。

- (1) 出会いと結婚を希望する独身男女を対象とした、それぞれの特長を活かした婚活イベント（以下「縁結びイベント」という。）の企画・実施
*縁結びイベント実施においては、別途、「あさくら“縁”結び応援協議会イベント実施補助金」が利用可能。
- (2) その他出会いの機会の提供に関して必要な事項

4 団体の登録等

(1) 登録

- ① サポート団体への登録を希望する企業等は、登録申込書（様式1）、同意書（様式2）を記入し協議会事務局（あさくら“縁”結び課）以下「事務局」という。）へ申し込む。
- ② 事務局は、提出された登録申込書等の内容を確認し、不備等がない場合は、企業等に対して、登録証（様式4）を交付するとともに、市WEBサイト上に企業等の情報を掲載する。

(2) 登録期間

登録削除の申出がない場合は、登録を自動的に継続するものとする。

(3) 登録内容の変更及び削除

変更（削除）届を作成（様式自由）のうえ、事務局に提出する。

(4) 登録の取消

本要領に規定する事項が遵守されないときは、登録を取り消す場合がある。

なお、この場合は、市 WEB サイト上で団体名及び取消理由を公表する。

5 個人情報の保護

本制度の実施にあたって、サポート団体は、知り得た個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び朝倉市個人情報保護条例に規定する内容を遵守しなければならない。

6 その他

この要領に定めるもののほか、サポート団体に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年1月14日から施行する。

様式1

「サポート団体」登録申込書

令和 年 月 日

あさくら“縁”結び応援協議会 御中

団体名
代表者氏名

あさくら“縁”結び応援協議会「サポート団体」募集要領の趣旨に賛同し、下記のとおり登録を申し込みます。

記

- 1 団体の所在地等
(〒 ー)
 - ・住所
 - ・電話
- 2 担当者（部署）
 - ・所属
 - ・氏名
 - ・電話
 - ・FAX
 - ・メールアドレス
- 3 団体の概要
 - ・業種等

*必要に応じて定款や規約等、団体の概要が分かるものを添付してください。

- 4 登録要件
 - 以下の団体にはあたりません。
 - ・宗教法人
 - ・政治団体
 - ・暴力団又は暴力団員の統制下あるいは交流関係にある団体
- 5 情報の公開
 - 市WEBサイト等でサポート団体を紹介するための基礎情報として、この申込内容を利用することに同意します。

様式2

あさくら“縁”結び応援協議会 殿

同意書

あさくら“縁”結び応援協議会（以下「協議会」という。）のサポート団体の業務を遂行するにあたり、下記の事項を厳守することを、ここに同意します。

記

- 1 少子化対策と地域社会の安定的発展に資するため、協議会の設置目的や趣旨を理解し、コンプライアンスを遵守するとともに誠実に活動します。
- 2 協議会の信用・品位を傷つけたり、協議会が不利益を被ることはしません。
- 3 縁結びイベントを実施する場合には、「あさくら“縁”結び応援協議会の趣旨」に基づき誠実に縁結びイベントを実施します。
- 4 社会通念に照らして適当ではない行為や商品の販売・販売の斡旋、及び当事業以外の業務への勧誘などの事業趣旨を逸脱する活動は行いません。

上記項目に違反した場合、サポート団体を辞退します。また、上記項目に違反したと協議会が判断した場合、サポート団体の認定を取り消されることを了承します。

以上

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

秘密保持及び個人情報保護に関する誓約書

令和 年 月 日

あさくら“縁”結び応援協議会 殿

団 体 名

代表者氏名

印

あさくら“縁”結び応援協議会（以下「協議会」という。）のサポート団体の業務を遂行するにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、朝倉市個人情報保護条例（平成18年朝倉市条例第10号）を遵守し、協議会のサポート団体である間及びサポート団体がなくなった後においても、サポート団体の活動において知り得た個人情報及び個人の秘密（以下「個人情報等」という。）を本人の了解及協議会の許可なく、開示、漏えいし、又は協議会の事業の目的以外に利用することはしません。
- 2 縁結びイベント終了後は、応募者の秘密及び個人情報等の漏洩を防ぐため、当該秘密及び個人情報等の全てを破棄します。
- 4 秘密情報の創出又は得喪に関わった場合には、直ちに協議会に報告します。
- 5 私（当社）、従業員又は元従業員等が上記各項の誓約に違反し、協議会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

以 上